

# 2025年度 とちぎ食品輸出商談会(アメリカ)

栃木県は、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)栃木貿易情報センターと連携して、アメリカから食品バイヤーをお招きし、以下のとおり商談会を実施します。御関心のある食品企業様は、ぜひこの機会にお申込みください。

- 日 時：2026年2月16日(月) ※時間等詳細は追って御連絡いたします。
- 場 所：とちぎ産業交流センター 第1会議室 (宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号)
- 対 象：栃木県内に事業所を有する事業者(生産者、生産者団体等を含む)、  
栃木県産農産物等を原料として使用している食品関連企業等  
※北関東輸出促進協議会との連携事業として実施するため、群馬県又は茨城県内に事業所を有する事業者等、群馬県又は茨城県産農産物等を原料として使用している食品関連企業等も応募いただけますが、栃木県企業の申込を優先的に受け付けます。
- 対象商品：農水産物・食品全般  
※お申込みいただいたても、現地規制・賞味期限等により取扱が難しい可能性がございます。
- 参 加 費：無料 ※サンプル費、会場までの交通費等は各社で御負担ください。
- 参加条件：別記 ◆◇応募条件◆◇ のすべてを満たしていること。
- 実施形式：原則、会場での対面商談。1社・団体につき30分程度を予定。日本語で商談可能。  
※商談に際しては出品商品のサンプルを御持参ください。
- 参加バイヤー：**UWAJIMAYA BEVERTON STORE OREGON U.S.A.** (<https://www.uwajimaya.com/>)

1928年創業のワシントン州、オレゴン州で日本食関連の商品取扱いNo.1のスーパーマーケット。自社で4店舗を開設し、取扱商品の中の日本産食品の割合は8割。HP上で日本食のレシピを公開するなど、日本の食文化の普及にも力を入れている。流通面・事務面では、日本の商社をパートナーにしており、日本国内での輸送、決算、日本語でのやり取りが可能である。

○バイヤー情報：[https://www.jetro.go.jp/newsletter/tcg/2025/USA\\_buyer\\_info.pdf](https://www.jetro.go.jp/newsletter/tcg/2025/USA_buyer_info.pdf)

○申込締切：**<STEP1> 2025年12月9日(火)23:59 <厳守>**

**<STEP2> 2025年12月12日(金)23:59 <厳守>**

○定 員：10社・団体程度

○申込方法：**下記STEP1～2の完了をもって申込完了となります。**

## 【STEP1】

申込URLから参加登録 ⇒ <https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0083827E>

【STEP2】商品情報は、「Japan Street(ジェトロ運営のオンラインカタログサイト)」に掲載いただき、バイヤーに紹介します。

A…Japan Streetに未登録の方(今回初めてJapan Streetに御登録される方)：

サプライヤーマイページを準備の上、Japan Street事務局からメールで御連絡します。(2～3営業日かかる場合がございますのでお待ちください。)

B…既にJapan Streetに御登録済みの方：

以下のサプライヤーマイページURLにアクセスし、ログイン後、登録商品の確認・修正・追加・削除等をおこなってください。

<https://prev-japanstreet.jetro.go.jp/account/login>

◆Japan Streetに関するお問合せ先：ジェトロ プラットフォームビジネス課 Japan Street事務局

[https://www.jetro.go.jp/form5/pub/dnb/js\\_inquiry](https://www.jetro.go.jp/form5/pub/dnb/js_inquiry)

## 【重要】出品前に御確認ください！<米国食品安全強化法(FSMA)について>

アメリカでは、2011年1月4日、食品安全強化法(Food Safety Modernization Act、以下FSMA)が制定され、具体的な内容を定めた詳細規則が順次公表されてきました。FSMAは、米国内に流通する輸入食品にも適用されるため、米国向けに輸出する日本の食品関連事業者にも対応が迫られています。

＜ジェトロ 米国食品安全強化法(FSMA)に関する情報＞

[https://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/foods/fsma/](https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma/)

＜ジェトロ 米国食品安全強化法(FSMA)概要＞

[https://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/foods/fsma/basic.html](https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma/basic.html)

＜その他 諸規制について＞

[https://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/foods/exportguide/](https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/exportguide/)

## ◆◇申し込み～商談までの流れ◆◇

1. お客様によるお申込み（2025年12月9日（火）23:59 締切）
2. バイヤーによる書類審査結果、商談スケジュール決定の御連絡（2026年1月28日（水）目安）
3. 商談当日（2026年2月16日（月）9時～18時 目安）

## ◆◇応募条件◆◇ 次に掲げる条件をすべて満たしている必要があります。

1. 下記①②のいずれかに該当すること
  - ①栃木県・群馬県・茨城県内に事業所を有する事業者（生産者、生産者団体等を含む）
  - ②栃木県・群馬県・茨城県産農産物等を使用した食品を取り扱う食品関連企業等（左記商品を商談対象としてください）
2. 日本産農産物・食品、日本産原材料を使用した加工品、日本国内で生産された他国産原材料を使用した加工品であり且つ当商談会の対象国・地域の輸入規制等に適合し輸出可能な商品であること。
3. 商談において、価格、商流、物流、決済方法等を含む取引条件を事前に検討し、価格表を含む商品説明資料等を作成し、具体的なビジネスの提案を行うことができる事業者であること。
4. サンプル準備にかかる費用、交通費等が参加者負担となることに同意していること。
5. 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者がいること。
6. ジェトロ栃木・栃木県が商談成果の把握等のために実施する各種アンケートやヒアリング等に御協力いただけすること。（アンケートについては、原則として商談後に実施し、その後もフォローアップを行う可能性があります。）

## ◆◇お申し込みに際しての注意事項◆◇ ※必ず事前に御一読ください。

1. 申込締切日までにお申し込み手続きが完了していない（書類不備等を含む）場合は、原則としてお申し込みをお受けすることができません。
2. 申込企業数が定員に達した場合はお申込みを終了とさせていただきます。
3. 商談時間については、確定次第別途御連絡します。なお、商談スケジュール確定後の時間変更およびキャンセル等は御遠慮いただいております。
4. バイヤーによる書類審査の結果、商談に至らなかつた際の理由等の開示はいたしかねます。
5. 商談会当日は、海外バイヤーに対して価格を含めた条件を提示の上、交渉・意思決定が出来る方が御参加ください。
6. 英語または現地語の商談用資料（会社概要、商品カタログ、価格表等）については、ジェトロやバイヤーからの要求があった場合には速やかに提出できるよう御準備ください。また、商品の賞味期限や、レシピ・食べ方の説明、調理例の写真、原材料および商品に含まれる成分・添加物等についても、バイヤーから質問が出るケースが多いため、併せて御準備ください。  
※商談決定の前後で、パンフレットや海外向け価格表等、バイヤー希望に応じて追加情報を提出いただく場合もあります。
7. 参加募集締め切り後であっても、震災等による現地側規制の変更・強化があった場合は、参加ができないくなるケースがありますので、御留意ください。
8. 商談会は事前に設定されたスケジュールに従い運営します。バイヤーに定期的かつ適度な休憩を取つていただく必要があるため、参加事業者は商談の開始および終了時刻を遵守いただきます。

9. 動植物検疫や食品添加物等の現地の輸入規制等により、商品によっては日本からの輸出が困難な場合があります。お申し込みにあたっては、以下のウェブサイト等で規制情報を御参照いただき、商談希望相手の国・地域への輸出条件等を事前に確認してください。
  - ・ジェトロ 農林水産物・食品の輸出支援ポータル <https://www.jetro.go.jp/agriportal.html>
10. 実際の商談や取引契約は、各事業者の判断と責任の下で行っていただきます。万が一、事業者が損や不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び栃木県は一切の責任を負いかねます。
11. 参加決定後、相応の理由なしにキャンセルされた場合や、各種アンケートやヒアリング等に協力いただけない場合には、今後ジェトロ及び栃木県が実施する事業への参加をお断りすることがあります。
12. 本商談会に関するプレスリリースにおいて、参加企業名や出品物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめ御了承ください。
13. 商談会当日は感染症の予防対策を徹底し、かつ、感染症の疑いのある方は本商談会に参加させないでください。万一、感染症の疑いのある方が本商談会に参加したことが判明した場合には、直ちにジェトロに報告してください。

#### ＜免責規程＞

- (1) 天災、交通機関の乱れ、現地の政情その他ジェトロ及び栃木県の責任に帰する事のできない事由により関連事業の一部、または全部を中止せざるを得ない場合は、参加申し込み受領後であっても、当スケジュールの一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、サンプル準備等に係る費用その他の経費・損害をジェトロ及び栃木県が補填することは致しかねます。
- (2) 商談会期中およびその前後を通じて発生したいかなる損害についても、ジェトロ及び栃木県は一切の責任を負いかねます。
- (3) 御提供頂いた個人情報は、事業実施のため、バイヤー等の事業関係者に提供する場合があります。また、本事業に関するプレスリリース、ジェトロホームページ等において、企業情報や参加物の情報等を公開する場合がございます。あらかじめ御了承ください。
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う措置等により本事業の開催が難しくなった場合、ジェトロは一部内容を変更・中止する可能性があります。その際上記免責規程(1)のとおり、出品者が負担した経費をジェトロが補填することはできかねます。

#### ◆◆お問合せ先（本事業受託者）◆◆

（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）栃木貿易情報センター 担当：荒川、三笠

TEL:028-670-2366 E-Mail:TCG@jetro.go.jp

御不明な点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

※本事業は栃木県が（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）栃木貿易情報センターに委託し実施しています。

運営（事業受託者）：（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）栃木貿易情報センター、事業実施者：栃木県  
御記入いただいた個人情報については、ジェトロ個人情報保護方針（<http://www.jetro.go.jp/privacy/>）  
及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に管理運用させていただきます。

＜個人情報の共同利用について＞ 本申し込みにおいて御提供いただく個人情報を以下の範囲内で共同利用します。

- (1) 共同利用する個人情報の項目：お申込み内容、御所属、肩書、御氏名、連絡先
- (2) 共同利用者：（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）、栃木県
- (3) 共同利用者における利用目的：今後サービスを案内するため、事業運営のため、今後の事業検討のため
- (4) 共同利用について責任を有する者：（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）、栃木県